

第76回 定時株主総会招集ご通知

■日時 2021年6月24日(木曜日)午前10時

■場所 大阪市北区中之島二丁目3番18号
フェスティバルホール

議案 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2021年6月23日(水曜日)午後5時

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び皆様の安全確保のため、極力、事前の議決権行使をいただき、当日の来場はお控えいただくようお願い申し上げます。なお、今後株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

当社ウェブサイト：
<https://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>



※本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。

日本ハム株式会社

証券コード 2282



桜姫® イメージキャラクター
桜姫ちゃん



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

代表取締役社長の畑 佳秀でございます。

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げるとともに、罹患された皆様、そのご家族様には一日も早いご回復をお祈りいたします。新型コロナウイルス感染症がいまだ猛威をふるう状況ではございますが、安全安心な商品を安定供給する責務を果たすべく、グループ役職員一同、全力を尽くしてまいります。

ここに、当社第76回定時株主総会招集ご通知をお届け申し上げます。ニッポンハムグループは企業理念の実現に向けたマイルストーンとして、2030年におけるありたい姿を描いたニッポンハムグループ「Vision2030」“たんぱく質を、もっと自由に。”を策定しました。そして「Vision2030」の実現に向け、2021年4月から「中期経営計画2023」をスタートしています。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長 畑 佳秀

目次

第76回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役8名選任の件	5
第2号議案 監査役1名選任の件 (添付書類)	12
事業報告	24
連結計算書類等	46

掲載順序について

第76期事業報告の「会社役員に関する事項」は、株主総会参考書類と関連性の高い内容が含まれておりますので、掲載順を組み替えて、株主総会参考書類に記載しております。

インターネット上のウェブサイトでの開示について

- 当社は、連結計算書類の連結持分変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

日本ハム株主総会 検索

<https://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>



株 主 各 位

大阪市北区梅田二丁目4番9号

日本ハム株式会社

代表取締役社長 畑 佳 秀

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び皆様の安全確保のため、極力、書面又はインターネット等の電磁的方法により事前の議決権行使をいただき、本総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市北区中之島二丁目3番18号
フェスティバルホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第76期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

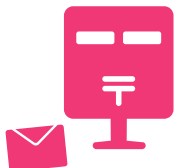
事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

書面又はインターネット等により議決権行使される場合

書面による議決権行使の場合



行使期限

2021年
6月23日(水曜日)
午後5時到着分まで

郵送で事前に議決権をご行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入
のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(ご捺印は不要です)

インターネット等による議決権行使の場合



行使期限

2021年
6月23日(水曜日)
午後5時締切

当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用
いただき次頁をご参照のうえ、行使期限まで
に賛否をご入力ください。

株主総会にご出席の場合



株主総会開催日時

2021年6月24日(木曜日)
午前10時[受付開始予定時刻：午前9時]

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、下記の事項をご確認のうえ、**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

議決権行使期限

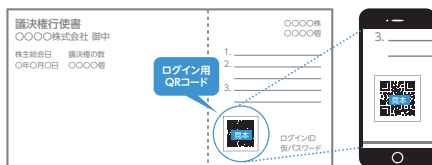
2021年6月23日(水曜日) 午後5時締切
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

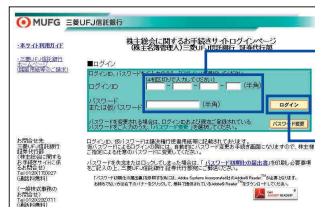
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

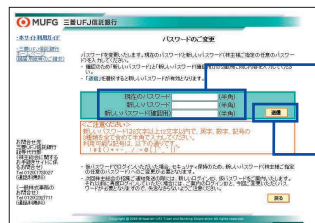
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システムなどに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。そのうち社外取締役候補者につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。また、当社は、23頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外取締役候補者が当社からの独立性を有していると判断しております。

なお、取締役候補者の選任につきましては、役員指名検討委員会での答申を受けております。当委員会は、過半数を独立社外役員で構成し、かつ独立社外役員である取締役を委員長とする任意の委員会であります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	再任 はた 燭 よし 佳 ひで 秀	代表取締役社長（社長執行役員）	18回／18回 (100%)
2	再任 き 木 どう 藤 てつ 哲 ひろ 大	代表取締役（副社長執行役員） 食肉事業本部長、事業横断戦略推進担当	18回／18回 (100%)
3	再任 い 井 かわ 川 のぶ 伸 ひさ 久	代表取締役（副社長執行役員） 加工事業本部長、新規事業推進担当	18回／18回 (100%)
4	再任 まえ 前 だ 田 ふみ 文 お 男	取締役（常務執行役員）経営企画本部長、 中央研究所担当、 北海道プロジェクト推進担当	13回／13回 (100%)
5	再任 こう 河 の 野 やす 康 こ 子 社外 独立役員	社外取締役	18回／18回 (100%)
6	再任 いわ 岩 さき 崎 あつし 淳 社外 独立役員	社外取締役	18回／18回 (100%)
7	再任 あら 荒 せ 瀬 ひで 秀 お 夫 社外 独立役員	社外取締役	18回／18回 (100%)
8	新任 かた 片 おか 岡 まさ 雅 ひと 史	執行役員 経理財務部、品質保証部、お客様志向推進部、 ライフスタイル研究室担当、東京支社長	—

再任

 再任取締役候補者

新任

 新任取締役候補者

社外

 社外取締役候補者

独立役員

 独立役員候補者

(注) 前田文男氏の出席状況については、2020年6月25日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号 は た よ し ひ で
1 畑 佳秀

生 年 月 日	1958年 5月20日生	取締役在任期間	10年
所有する当社株式の数	18,800株	取締役会出席回数	18回／18回(100%)



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2012年 4月	当社取締役(常務執行役員) グループ経営本部長、経理財務部・IT戦略部担当
2003年 3月	当社経理部次長	2015年 4月	当社代表取締役副社長(副社長執行役員) コーポレート本部長
2007年 3月	当社経営企画本部経理部副部長	2018年 1月	当社代表取締役社長(社長執行役員)(現任)
2008年 4月	当社経理財務部長		
2009年 4月	当社執行役員経理財務部長		
2011年 4月	当社執行役員経理財務部長、情報企画部担当		
2011年 6月	当社取締役(執行役員) 経理財務部長、情報企画部担当		

取締役候補者とした理由

畑 佳秀氏は、当社取締役に就任して以来、経理財務及びグループ経営、また2018年1月以降は当社代表取締役社長として事業運営を牽引し、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向け、バックキャスト視点で策定した「中期経営計画2023」の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。

豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 き と う て つ ひ ろ
2 木藤 哲大

生 年 月 日	1960年 2月9日生	取締役在任期間	6年
所有する当社株式の数	6,600株	取締役会出席回数	18回／18回(100%)



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2017年 4月	当社取締役(常務執行役員) 加工事業本部営業本部長
2002年 3月	当社食肉事業本部輸入プロイラー部次長	2018年 4月	当社取締役(常務執行役員) グループ営業統括、グループ営業企画部担当
2002年 9月	当社食肉事業本部輸入プロイラー部長	2019年 4月	当社取締役(常務執行役員) 海外事業本部長
2007年 3月	当社食肉事業本部輸入食肉事業部長	2020年 4月	当社代表取締役(専務執行役員) 食肉事業本部長
2009年 4月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部長	2021年 4月	当社代表取締役(副社長執行役員) 食肉事業本部長、事業横断戦略推進担当(現任)
2011年 4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長		
2013年 4月	当社執行役員加工事業本部営業本部量販事業部長		
2015年 4月	当社執行役員加工事業本部営業本部長		
2015年 6月	当社取締役(執行役員) 加工事業本部営業本部長		

取締役候補者とした理由

木藤哲大氏は、当社取締役に就任して以来、加工事業の分野、グループ営業統括、グループ営業企画部担当及び海外事業本部長、また2021年4月以降は当社代表取締役副社長執行役員食肉事業本部長、事業横断戦略推進担当として事業運営を牽引し、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向け、バックキャスト視点で策定した「中期経営計画2023」の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。

豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

候補者番号 い か わ の ぶ ひ さ
3 井川 伸久

生 年 月 日	1961年4月5日生	取締役在任期間	3年
所有する当社株式の数	2,300株	取締役会出席回数	18回／18回(100%)



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2016年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長、デリカ部長
2007年3月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部長	2017年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長
2008年4月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部長	2018年4月	当社常務執行役員加工事業本部部長
2013年3月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部長	2018年6月	当社取締役(常務執行役員)加工事業本部部長
2015年1月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部長	2020年4月	当社代表取締役(専務執行役員)加工事業本部部長
2015年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長	2021年4月	当社代表取締役(副社長執行役員)加工事業本部部長、新規事業推進担当(現任)

取締役候補者とした理由

井川伸久氏は、当社取締役に就任して以来、加工事業本部長、また2021年4月以降は当社代表取締役副社長執行役員加工事業本部長、新規事業推進担当として事業運営を牽引し、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向け、バックキャスト視点で策定した「中期経営計画2023」の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号 ま え だ ふ み お
4 前田 文男

生 年 月 日	1965年11月30日生	取締役在任期間	1年
所有する当社株式の数	4,900株	取締役会出席回数	13回／13回(100%)



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2017年4月	当社執行役員加工事業本部ハム・ソーセージ事業部長
2002年10月	(株)スエヒロレストランシステムへ出向、同社代表取締役社長	2018年4月	当社執行役員加工事業本部ハム・ソーセージ事業部長、デリ商品事業部長
2010年3月	当社食肉事業本部国内食肉事業部国内ポーク部長	2019年4月	当社執行役員加工事業本部商品統括部長
2012年3月	当社食肉事業本部国内食肉事業部国内ポーク部長、国内商品部長	2020年4月	当社常務執行役員経営企画本部長、中央研究所担当
2012年6月	当社食肉事業本部国内食肉事業部国内ポーク部長、国内商品部長、油飼副産部長	2020年6月	当社取締役(常務執行役員)経営企画本部長、中央研究所担当
2013年4月	当社執行役員食肉事業本部国内食肉事業部長	2021年4月	当社取締役(常務執行役員)経営企画本部長、中央研究所担当、北海道プロジェクト推進担当(現任)
2016年4月	当社執行役員食肉事業本部フード・物流事業部長		

取締役候補者とした理由

前田文男氏は、当社取締役に就任して以来、経営企画本部長、中央研究所担当、また、2021年4月以降は上記担当に加え、北海道プロジェクト推進担当として事業運営を牽引し、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向け、バックキャスト視点で策定した「中期経営計画2023」の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号 5 河野 康子

生 年 月 日 1957年 2 月 4 日生
所有する当社株式の数 一株
取締役在任期間 3 年
取締役会出席回数 18回／18回(100%)



再 任

社 外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年 4 月	いばらきコープ生活協同組合理事	2017年 6 月	(一財)日本消費者協会理事(現任)
2005年 6 月	生活協同組合コープデリ事業連合理事		NPO法人 消費者スマイル基金事務局
2008年 6 月	茨城県生活協同組合連合会理事		長(現任)
2012年 8 月	全国消費者団体連絡会事務局長	2018年 6 月	当社社外取締役(現任)
2013年 1 月	厚生労働省薬事食品衛生審議会委員	2018年12月	金融庁金融審議会委員(現任)
2013年 4 月	(一社)全国消費者団体連絡会事務局 長・共同代表	2019年 1 月	林野庁林政審議会委員(現任)
	内閣府食育推進会議委員	2019年 6 月	日本司法書士会連合会理事(現任)
2013年10月	内閣府食品安全委員会専門委員		
	内閣府消費者委員会臨時委員		(重要な兼職の状況)
2013年12月	国土交通省運輸審議会委員(現任)		(一財)日本消費者協会理事
2014年 4 月	消費者庁参与		NPO法人 消費者スマイル基金事務局長
2015年 7 月	農林水産省食料・農業・農村政策審議 会委員		日本司法書士会連合会理事
			国土交通省運輸審議会委員
			金融庁金融審議会委員
			林野庁林政審議会委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

河野康子氏は、当社取締役役に就任して以来、役員指名検討委員会の委員長、報酬検討委員会、コンプライアンス委員会及びサステナビリティ委員会の委員として積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。

消費者問題に関する豊富な経験及び知見等を有していることから、経営全般はもとより、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向けて取り組むべき社会課題として特定したニッポンハムグループ「5つのマテリアリティ」の推進・実行に関して有益な提言をいただくことを期待しております。これらのことから、業務執行を監督する独立社外取締役として適切な人財と判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。



再 任

社 外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年11月	センチュリー監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人)入所	2016年 6 月	オリンパス(株)社外監査役
1991年 3 月	公認会計士登録	2019年 6 月	当社社外取締役(現任)
1997年 3 月	不動産鑑定士登録		オリンパス(株)社外取締役(現任)
2005年 8 月	新日本監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人)退所	(重要な兼職の状況)	
2005年 9 月	岩崎公認会計士事務所所長(現任)		岩崎公認会計士事務所所長
2013年 6 月	井関農機(株)社外取締役(現任)		井関農機(株)社外取締役
2015年 6 月	当社社外監査役		オリンパス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

岩崎 淳氏は、当社取締役に就任して以来、報酬検討委員会の委員長、役員指名検討委員会及びサステナビリティ委員会の委員として積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。

公認会計士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、経営全般はもとより、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向け、バックキャスト視点で策定した「中期経営計画2023」の経営方針である「収益性を伴ったサステナブルな事業モデルへのシフト」に関して有益な提言をいただくことを期待しております。これらのことから、業務執行を監督する独立社外取締役として適切な人財と判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

【特記事項】

社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実

岩崎 淳氏が社外取締役を務めている井関農機株式会社において、東北地方における施工工事の入札に係る独占禁止法違反事実に基づき、2017年2月16日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

同氏は、上記違反事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。但し、同社から同社の取締役会等において法令・ルール遵守の視点に立った発言を行い、不当な業務執行の防止に努めておりました。当該事実判明後は、法令遵守、内部管理体制の更なる強化に関する意見を述べるなど、その職責を果たしております。

候補者番号 あ ら せ ひ で お
7 荒瀬 秀夫

生 年 月 日 1955年 3月19日生 取締役在任期間 2年
所有する当社株式の数 一株 取締役会出席回数 18回／18回(100%)



再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4 月	テルモ (株) 入社	2014年 4 月	同社取締役上席執行役員中南米地域代表
2006年 7 月	テルモヨーロッパ社取締役社長	2015年 4 月	同社取締役上席執行役員アジア・インド地域代表、テルモアジアホールディングス社取締役Managing Director
2008年 6 月	テルモ (株) 執行役員	2018年 4 月	同社取締役顧問
2009年 6 月	同社取締役執行役員心臓血管カンパニー統轄 法務室管掌	2018年 7 月	同社顧問
2010年 6 月	同社取締役上席執行役員	2019年 2 月	アトムメディカル (株) 執行役員 (現任)
2011年10月	同社取締役上席執行役員ブラジル事業推進担当	2019年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2012年 6 月	同社取締役上席執行役員米州統轄、テルモアメリカスホールディング社取締役社長兼CEO		

(重要な兼職の状況)
アトムメディカル (株) 執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

荒瀬秀夫氏は、当社取締役役に就任して以来、役員指名検討委員会、報酬検討委員会及びサステナビリティ委員会の委員として積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。

大手医療機器メーカーにおいて海外事業担当の取締役を務め、変化に対応するグローバルな企業経営における豊富な経験及び高い見識を有していることから、経営全般はもとより、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向け、バックキャスト視点で策定した「中期経営計画2023」の経営方針である「海外事業における成長モデルの構築」に関して有益な提言をいただくことを期待しております。これらのことから、業務執行を監督する独立社外取締役として適切な人財と判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等



新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	当社入社	2018年 4 月	当社執行役員コミュニケーション戦略本部コーポレート・コミュニケーション部長、ブランド・コミュニケーション室長
2008年 3 月	当社経営企画本部経理部次長	2019年 4 月	当社執行役員コーポレート本部経理財務部、広報IR部担当
2009年 3 月	当社経理財務部副部長	2021年 4 月	当社執行役員経理財務部、品質保証部、お客様志向推進部、ライフスタイル研究室担当、東京支社長（現任）
2012年 4 月	当社経理財務部長		
2013年 4 月	当社執行役員経理財務部長		
2015年 4 月	当社執行役員コーポレート本部経理財務部長		
2016年 4 月	当社執行役員コーポレート本部広報IR部長、コーポレート・コミュニケーション推進室、CSR推進部担当		

取締役候補者とした理由

片岡雅史氏は、主として経理財務や広報IRに関する業務に従事し、2021年4月以降は当社執行役員経理財務部、品質保証部、お客様志向推進部、ライフスタイル研究室担当として事業運営を牽引し、企業理念の実現に向けたマイルストーンとして策定したニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向け、バックキャスト視点で策定した「中期経営計画2023」の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役候補者として有用な人財を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。
これにより、社外取締役候補者である河野康子氏、岩崎 淳氏及び荒瀬秀夫氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。各氏が取締役役に再任され就任した場合には、当社と各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
当該契約内容の概要は、次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役に責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役西原耕一氏は、本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査役候補者の選任につきましては、役員指名検討委員会での答申を受けております。当委員会は、過半数を独立社外役員で構成し、かつ独立社外役員である取締役を委員長とする任意の委員会であります。

みやがい さだのり
宮階 定憲

生年月日 1960年2月9日生
所有する当社株式の数 5,800株



新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2016年4月	当社常務執行役員食肉事業本部管理統括部長、事業企画室長、食肉審査室長
2005年3月	当社経営企画本部経営企画部次長	2019年4月	当社常務執行役員品質保証部、お客様サービス部、CSR推進部担当
2008年4月	当社グループ経営本部経営企画部次長	2019年6月	当社取締役(常務執行役員)品質保証部、お客様サービス部、CSR推進部担当
2009年3月	当社グループ経営本部経営企画部副部長	2020年4月	当社取締役(常務執行役員)品質保証部、お客様志向推進部、サステナビリティ部、ライフスタイル研究室担当、東京支社長
2012年4月	当社執行役員グループ経営本部経営企画部長、中央研究所担当	2021年4月	当社取締役(現任)
2014年4月	当社執行役員総務部・人事部・法務部・エンジニアリング部担当		
2015年4月	当社常務執行役員コーポレート本部総務部・人事部・法務部・エンジニアリング部担当		

監査役候補者とした理由

宮階定憲氏は、2019年6月から2021年3月まで当社取締役常務執行役員品質保証部、サステナビリティ部担当として品質監査及び環境監査に関する豊富な職務経験や知見を有しております。その経験や知見は、監査役の職務に資するものと判断し、同氏を監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

会社役員に関する事項

※議案の補足情報として「第76期事業報告 4. 会社役員に関する事項」を以下に記載しています。

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	畑 佳 秀	
代表取締役 (専務執行役員)	木 藤 哲 大	食肉事業本部長
代表取締役 (専務執行役員)	井 川 伸 久	加工事業本部長
取締役(常務執行役員)	宮 階 定 憲	品質保証部、お客様志向推進部、サステナビリティ部、 ライフスタイル研究室担当、東京支社長
取締役(常務執行役員)	前 田 文 男	経営企画本部長、中央研究所担当
取 締 役	河 野 康 子	(一財)日本消費者協会理事 NPO法人 消費者スマイル基金事務局長 日本司法書士会連合会理事 国土交通省運輸審議会委員 金融庁金融審議会委員 林野庁林政審議会委員
取 締 役	岩 崎 淳	岩崎公認会計士事務所所長 井関農機株式会社社外取締役 オリンパス株式会社社外取締役
取 締 役	荒 瀬 秀 夫	アトムメディカル株式会社執行役員
常 勤 監 査 役	西 原 耕 一	
常 勤 監 査 役	田 澤 信 之	
監 査 役	芝 昭 彦	芝・田中経営法律事務所弁護士 空港施設株式会社社外監査役
監 査 役	北 口 正 幸	北口公認会計士事務所所長 招和法律事務所代表 株式会社グラッドキューブ社外監査役
監 査 役	山 崎 徳 司	

- (注) 1. 取締役河野康子氏、岩崎 淳氏及び荒瀬秀夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役芝 昭彦氏、北口正幸氏及び山崎徳司氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である河野康子氏、岩崎 淳氏及び荒瀬秀夫氏並びに社外監査役である芝 昭彦氏、北口正幸氏及び山崎徳司氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員と指定して届け出ております。また、当社は、23頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外役員全員が当社からの独立性を有していると判断しております。
4. 監査役北口正幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い知見を有するものであります。

5. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 就 任

① 2020年1月31日開催の取締役会において、2020年4月1日付で木藤哲大氏及び井川伸久氏が代表取締役に選定され、就任いたしました。

② 2020年6月25日開催の第75回定時株主総会において、前田文男氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 退 任

2020年6月25日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、井上勝美氏及び高松 肇氏が取締役を退任いたしました。

(ご参考)

2021年4月1日現在の経営体制は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	畑 佳 秀	
代表取締役 (副社長執行役員)	木 藤 哲 大	食肉事業本部長、事業横断戦略推進担当
代表取締役 (副社長執行役員)	井 川 伸 久	加工事業本部長、新規事業推進担当
取締役(常務執行役員)	前 田 文 男	経営企画本部長、中央研究所担当、 北海道プロジェクト推進担当
取 締 役	宮 階 定 憲	
取 締 役	河 野 康 子	(一財)日本消費者協会理事 NPO法人 消費者スマイル基金事務局長 日本司法書士会連合会理事 国土交通省運輸審議会委員 金融庁金融審議会委員 林野庁林政審議会委員
取 締 役	岩 崎 淳	岩崎公認会計士事務所所長 井関農機株式会社社外取締役 オリンパス株式会社社外取締役
取 締 役	荒 瀬 秀 夫	アトムメディカル株式会社執行役員
常 勤 監 査 役	西 原 耕 一	
常 勤 監 査 役	田 澤 信 之	
監 査 役	芝 昭 彦	芝・田中経営法律事務所弁護士 空港施設株式会社社外監査役
監 査 役	北 口 正 幸	北口公認会計士事務所所長 招和法律事務所代表 株式会社グラッドキューブ社外監査役
監 査 役	山 崎 徳 司	

(取締役を兼任していない執行役員)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	前田 啓 次	加工事業本部 営業統括事業部長
常務執行役員	小田 信 夫	海外事業本部長、事業統括部長
常務執行役員	八 尾 均	コンプライアンス部、監査部担当、グループ監査役室長
執行役員	片岡 雅 史	経理財務部、品質保証部、お客様志向推進部、ライフスタイル研究室担当、東京支社長
執行役員	藤井 秀 樹	海外事業本部 事業統括部 米州担当、デイリーフーズ株式会社取締役社長
執行役員	伊藤 忠 明	海外事業本部 管理統括部長
執行役員	平井 邦 治	加工事業本部 管理統括部長
執行役員	関 孝 雄	食肉事業本部 フード・物流事業部長
執行役員	佃 裕 之	食肉事業本部 管理統括部長
執行役員	戸田 秀 一	食肉事業本部 輸入食肉事業部長
執行役員	秋山 光 平	人事部、法務部、総務部、広報IR部、秘書室担当、コーポレートコミュニケーション推進担当
執行役員	江木 英 樹	加工事業本部 商品統括事業部長
執行役員	鳴海 秀 一	食肉事業本部 国内食肉事業部長
執行役員	藤原 寛 英	経営企画本部 経営企画部長、DX推進部、IT戦略部担当
執行役員	脇田 暁 夫	食肉事業本部 国内食肉生産事業部長
執行役員	松本 之 博	加工事業本部 乳製品・水産事業部長
執行役員	長谷川 佳 孝	経理財務部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

【当社の役員報酬に関する基本的な考え方】

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。

当社の役員報酬制度は、経営者として優秀な人材を選抜育成・登用し、その業務執行取締役及び執行役員一人ひとりに対し、役員報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の企業理念実現に向けて、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的としております。

制度構築・報酬水準・制度運用等については、独立社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の検討・合議を経て、取締役会において決定することとしております。

役位別の報酬水準は、第三者機関の調査結果などを参考に、毎年水準の妥当性を検証しております。

【報酬検討委員会における手続き】

報酬検討委員会は、役員（執行役員を含む）の報酬の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としています。また、構成委員の過半数を独立社外役員で構成し、年2回以上開催しています。委員は取締役会で選定し、委員長は社外取締役が務めております。

また、報酬検討委員会における役員報酬の決定プロセスとして、事業年度ごとに業務執行取締役及び執行役員が設定する年間目標に照らした業績評価と次年度の役員報酬案の検討を行い取締役会に答申します。取締役会は、報酬検討委員会の答申を尊重して次年度の役員報酬を決定します。当該プロセスにより、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

【取締役報酬の概要】

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬（基本報酬及び評価報酬）並びに業績連動型株式報酬で構成されております。構成割合（標準的な業績達成度を100%とした場合）は、基本報酬60%、評価報酬23%、業績連動型株式報酬17%です。一方、社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、いずれの取締役に対しても退職慰労金は支給しておりません。

- (1) 金銭報酬は、基本報酬と評価報酬で構成されております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて決定するものとします。評価報酬は、変動報酬（一定額を毎月支給）とし、年度業績（連結売上高、連結事業利益、ROE、ROIC）及び個別に設定する経営課題の達成度合いに応じて、標準的な業績達成度を100%とした場合、0～200%の範囲で変動します。

評価項目は、①全社業績、②部門業績（事業本部・事業部）、③経営課題の3項目とし、業績評価はそれぞれの項目ごとに独立しています。また、業績評価指標について、トップラインの持続的な成長を目的に連結売上高、本業の持続的な成長を目的に連結事業利益、資本効率の向上を目的に、2013年3月期よりROEを全社業績として採用しており、投下資本に対する効率性向上を目的に、2016年3月期よりROICを事業部門業績として採用しています。

- (2) 当社は、2020年6月25日開催の第75回定時株主総会における決議（決議時点の役員数22名）に基づき、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象として、2020年8月3日を制度開始日として、中長期の業績達成状況に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」

という。)を導入しました。中長期的な企業価値向上を促すインセンティブ付与を意図した業績連動型株式報酬は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、当社の中期経営計画に掲げる業績目標(連結売上高、連結事業利益、ROE)の達成度等に応じたポイントを付与し、在任中及び退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付するという制度です。なお、この株式は退任後1年が経過するまでは譲渡できないものとしております。

また、当社の業績連動型株式報酬には、マルス(権利付与後権利確定前の減額)及びクローバック(権利確定後の返還)条項が含まれています。発動要件の1つが発生した場合にこれらの条項を行使することができ、発動要件には職務の重大な違反、社内規程の重大な違反など一定の非違行為を含みます。返還対象となる株式報酬は、非違行為が発生した事業年度における報酬の全部又は一部です。

本制度により、取締役及び執行役員には、毎年6月(2020年度の職務執行にかかる対価については2021年6月)に、役位及び当社の中期経営計画に掲げる業績指標の目標達成度に応じたポイントが付与され、当該ポイントは在任期間中累積されます(以下「累積ポイント」という。)。なお、付与されるポイントの数は、標準的な業績達成度を100%とした場合、0~130%の範囲で変動します。取締役及び執行役員に対する当社株式等の交付等は、累積ポイントの70%に相当する部分については、当社の中期経営計画の最終事業年度末日直後の7月頃に行われ、30%に相当する部分については、取締役及び執行役員の退任後又は死亡した時に行われます。また、取締役又は執行役員が死亡した場合、死亡した時点における累積ポイントに相当する当社株式を株式市場において売却の上、その換価処分金相当額の金銭を、当該取締役又は執行役員の相続人に支給します。なお、1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び1事業年度あたりに取締役及び執行役員に付与するポイント数(株式数)の合計の上限を調整します。

本制度にかかる株式報酬は、下記の方法に基づき算定されるものとし、1事業年度あたりに取締役及び執行役員に付与する個別のポイント数(株式数)を確定します。

(ポイント算定式)

付与ポイント数(※1)＝

(役位別基準株式報酬額(※2)÷ポイント算定株価(※3))×業績係数(※4)

(※1) 小数点以下を切り捨て

- (※2) 役位別基準株式報酬額は、当社が役位毎に予め定めた株式報酬の基準となる報酬額とします。
- (※3) ポイント算定株価は、本制度のために設定する役員報酬 B I P 信託（以下「本信託」という。）により取得される当社株式の平均取得単価（小数点第1位を四捨五入）とします。なお、本制度を継続するために、本信託の信託期間の延長が行われた場合には、信託期間の延長に伴い本信託により新たに取得された当社株式の平均取得単価（小数点第1位を四捨五入）とします。
- (※4) 業績目標の達成度を測る各指標の目標値は、当社の中期経営計画において公表する各事業年度の定量目標値とします。

【監査役報酬の概要】

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び業績連動型株式報酬は支給しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区分	員数（名）	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）			
			基本報酬	評価報酬	株式取得型報酬	業績連動型株式報酬
取締役	10	297	202	56	10	28
（うち社外取締役）	(3)	(38)	(38)	(-)	(-)	(-)
監査役	5	88	88	-	-	-
（うち社外監査役）	(3)	(38)	(38)	(-)	(-)	(-)
合計	15	385	290	56	10	28
（うち社外役員）	(6)	(77)	(77)	(-)	(-)	(-)

- (注) 1. 報酬等の総額には、2020年6月25日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬額を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額（基本報酬、評価報酬及び株式取得型報酬）は、月額42百万円（1996年6月27日開催の第51回定時株主総会決議）であり、当該決議時の取締役は、25名であります。
- また、2020年6月25日開催の第75回定時株主総会決議により、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入しております。本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（当初の対象期間は2020年度から2023年度までの4事業年度）に対して、1事業年度当たりの上限額を220百万円として信託金を拠出し、当社株式が信託を通じて取得され、中期経営計画に掲げる業績指標の目標値に対する達成度及び役位等に応じて当該信託を通じて当社株式等の交付等を行う制度であり、当該決議時の取締役は5名であります。
- 上記表中の業績連動型株式報酬の総額は、当該制度に基づき当事業年度中に受ける見込みの額が明らかになった株式交付ポイントに係る費用計上額等を記載しております。
- なお、株式取得型報酬は、業績連動型株式報酬制度導入に伴い、2020年7月に廃止しております。
3. 評価報酬は、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、当社の年度業績（連結売上高、連結事業利益、ROE、ROIC）及び個別に設定する経営課題の達成度合いに応じて変動する金銭報酬としております。
- また、業績連動型株式報酬は、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、当社の中期経営計画に掲げる業績目標（連結売上高、連結事業利益、ROE）の達成度等に応じたポイントを付与し、在任中及び退任時

に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付する制度としております。2020年度における年度業績に係る実績は、連結売上高は1,176,101百万円、連結事業利益は52,426百万円、ROEは7.8%となりました。なお、ROICは事業部門業績における対外的に開示されていない指標であり、数値として開示いたしません。昨年実績と比較して、加工事業及び食肉事業は改善し、海外事業は悪化しました。

4. 監査役の報酬等の限度額は、月額8百万円（1998年6月26日開催の第53回定時株主総会決議）であり、当該決議時の監査役は5名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数 (出席回数／開催回数)	監査役会 出席回数 (出席回数／開催回数)	主な活動状況
取締役	河 野 康 子	18回／18回 (100%)	—	消費者問題に関する豊富な経験及び知見に基づき、経営全般はもとより、中期経営計画2020の経営方針である「消費者との対話を通じた価値の創造」及び「持続可能性（サステナビリティ）の追求」に関して、有益な発言を適宜行っております。また、役員指名検討委員会の委員長、報酬検討委員会、コンプライアンス委員会及びサステナビリティ委員会の委員を務めました。
	岩 崎 淳	18回／18回 (100%)	—	公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、経営全般はもとより、中期経営計画2020の経営方針である「既存事業の効率化による収益力の強化」に関して、有益な発言を適宜行っております。また、報酬検討委員会の委員長、役員指名検討委員会及びサステナビリティ委員会の委員を務めました。
	荒 瀬 秀 夫	18回／18回 (100%)	—	グローバルな企業経営における豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般はもとより、中期経営計画2020の経営方針である「海外市場展開のギア・チェンジ」に関して、有益な発言を適宜行っております。また、役員指名検討委員会、報酬検討委員会及びサステナビリティ委員会の委員を務めました。

監査役	芝 昭 彦	18回／18回 (100%)	18回／18回 (100%)	弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、役員指名検討委員会の委員を務めました。
	北 口 正 幸	18回／18回 (100%)	18回／18回 (100%)	弁護士及び公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、コンプライアンス委員会のオブザーバーを務めました。
	山 崎 徳 司	18回／18回 (100%)	18回／18回 (100%)	食品セクターの証券アナリスト経験者としての専門的見地と豊富な経験に基づき、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、サステナビリティ委員会のオブザーバーを務めました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人財を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である河野康子氏、岩崎 淳氏及び荒瀬秀夫氏並びに社外監査役である芝 昭彦氏、北口正幸氏及び山崎徳司氏の各氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該契約内容の概要は次のとおりであります。

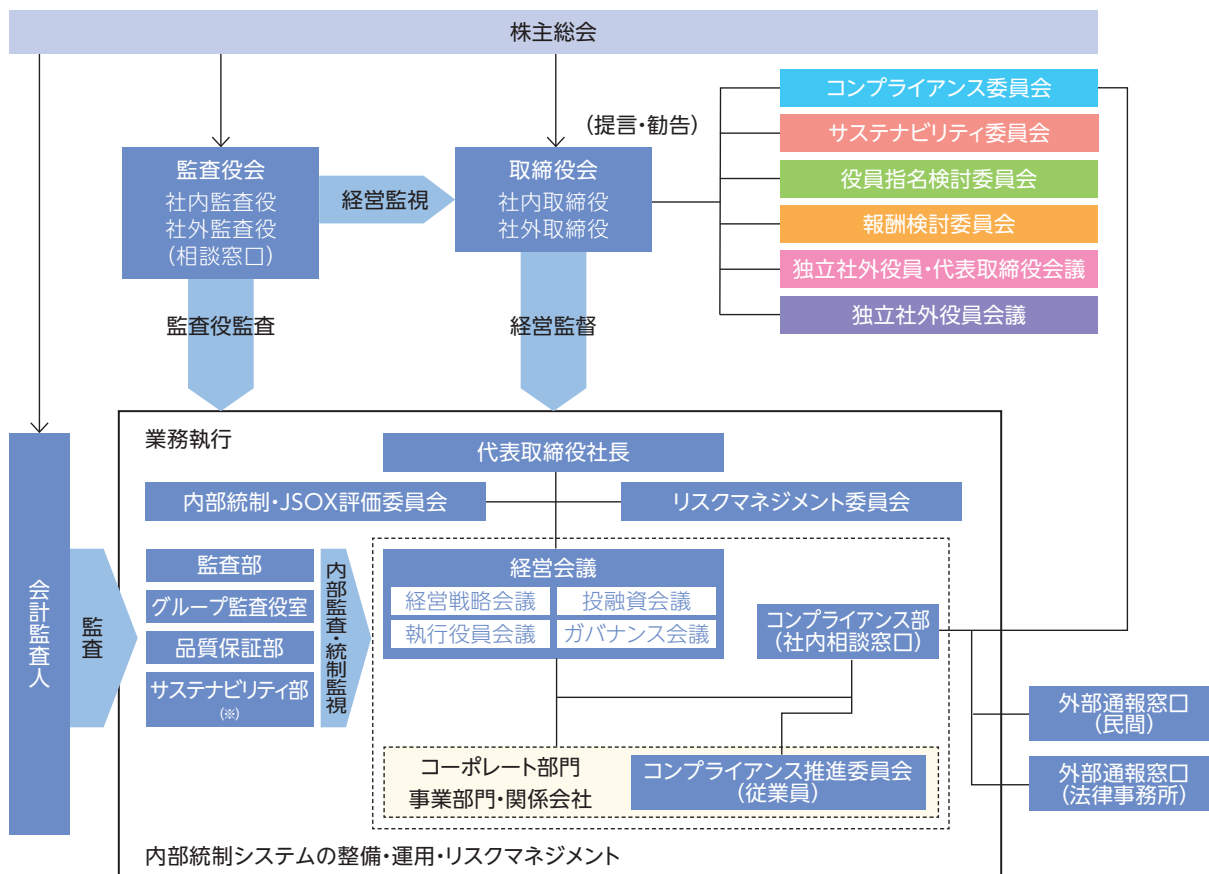
- (a) 社外取締役又は社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (b) 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は当該社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス体制

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、当社グループの担う社会的責任を果たし、当社グループの目指す姿「世界で一番の食べる喜びをお届けする会社」の実現に向けて、当社グループが最適と考えるガバナンス体制を構築し、機能させるため、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を示すとともに、その充実に継続的に取り組む。
- (2) 当社グループのコーポレート・ガバナンスは、グループ全体の経営の透明性と効率性を高め、迅速かつ適正な意思決定と業務執行の適正性を確保し、積極果敢な経営判断を可能にするとともにその責任を明確にすることを基本とする。

2. 体制図（2021年4月1日現在）



※ 環境内部監査の実施

3. 任意委員会

当社は、より透明性の高い経営の実現に向けて取締役会の機能を補完するため、以下の6つの任意委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会

グループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策の検討を行っております。

サステナビリティ委員会

グループ全体のサステナビリティに関する方針、テーマの検討及びサステナビリティに関する各種施策の取組状況の確認等を行っております。

役員指名検討委員会

代表取締役候補者・取締役候補者・監査役候補者の決定及び代表取締役社長以下経営陣(業務執行取締役及び執行役員)の解職及び解任審議に対する透明性と客観性を高めるため、取締役会の監督機能の強化を図っております。

報酬検討委員会

役員(執行役員を含む)の報酬の決定に対する透明性と客観性を高めるため、取締役会の監督機能の強化を図っております。

独立社外役員・代表取締役会議

独立社外役員と代表取締役の忌憚のない意見交換を通して、当社グループの企業価値向上及び風土改革提言の場となるように議論しております。

独立社外役員会議

独立した客観的な立場に基づく情報交換と認識の共有を図っております。

任意委員会等の構成 (2021年4月1日現在)

地 位	氏 名	コンプライアンス 委 員 会	サステナビリティ 委 員 会	役 員 指 名 検 討 委 員 会	報 酬 検 討 委 員 会	独 立 社 外 役 取 締 役 代 表 議 員	独 立 社 外 役 員 会 議
代表取締役社長	畑 佳秀	◎	◎		○	○	
代 表 取 締 役	木藤 哲大	○	○			○	
代 表 取 締 役	井川 伸久	○	○			○	
取 締 役	前田 文男	○	○				
取 締 役(社外)	河野 康子 *	○	○	◎	○	○	◎
取 締 役(社外)	岩崎 淳 *		○	○	◎	○	○
取 締 役(社外)	荒瀬 秀夫 *		○	○	○	○	○
監 査 役(社外)	芝 昭彦 *			○		○	○
監 査 役(社外)	北口 正幸 *	オブザーバー				○	○
監 査 役(社外)	山崎 徳司 *		オブザーバー			○	○

◎委員長・議長 ○委員 *独立役員

4. 社外役員の独立性に関する基準（2018年12月14日取締役会決議）

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又は過去における、当社、当社の子会社又は持分法適用会社（以下「ニッポンハムグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。）、執行役、執行役員又は使用人（以下「業務執行者」という。）
2. 当事業年度を含む直近5事業年度における、当社の大株主^{（注1）}若しくはその業務執行者又はニッポンハムグループが大株主である先の業務執行者
3. 当事業年度を含む直近5事業年度における、ニッポンハムグループの主要な取引先^{（注2）}又はその業務執行者
4. 当事業年度を含む直近5事業年度において、ニッポンハムグループから1事業年度あたり1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5. 当事業年度を含む直近5事業年度において、ニッポンハムグループから役員報酬以外に、1事業年度あたり1,000万円以上の報酬を受領した、弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
6. (1) 社外取締役の独立性を判断する場合にあっては、上記1から5のいずれかに該当する者のうち重要な者^{（注3）}の配偶者及び三親等以内の親族
(2) 社外監査役の独立性を判断する場合にあっては、上記1から5のいずれかに該当する者のうち重要な者^{（注3）}並びに現在又は過去においてニッポンハムグループの取締役（社外取締役を含む。）又は会計参与である者の配偶者及び三親等以内の親族
7. 社外役員の相互就任関係^{（注4）}となる先の業務執行者

注1. 「大株主」とは、総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者をいう。

注2. 「主要な取引先」とは、ニッポンハムグループとの取引において、支払額又は受取額が、ニッポンハムグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている者をいう。

注3. 「重要な者」とは、上記1ないし4においては業務執行取締役、執行役、執行役員又は部長職以上の使用人をいい、上記5においては各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士を含む。

注4. 「社外役員の相互就任関係」とは、ニッポンハムグループの業務執行者が社外役員として現任している先の業務執行者を、当社の社外役員として迎え入れることをいう。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いている中、一部持ち直しの動きが続きましたが、今後の見通しは引き続き不透明な状況となっております。

当業界におきましては、昨年4月の緊急事態宣言発令以降、内食需要の高まりと買い置き需要により、コンシューマ商品が伸長する一方で、外食需要の低迷により業務用商品が苦戦するという状況が続いており、新型コロナウイルス感染症の拡大やワクチン接種の状況次第でこの傾向が更に長期化する懸念が出ています。

このような中、当社グループは、2018年4月からスタートした「中期経営計画2020」において、「未来につなげる仕組み作り」をテーマとし、5つの経営方針「既存事業の効率化による収益力の強化」「消費者との対話を通じた価値の創造」「食の未来の構想／実現のための技術力強化・育成」「海外市場展開のギア・チェンジ」「持続可能性（サステナビリティ）の追求」に基づく事業展開を推進してまいりました。国内における具体的施策としては、新型コロナウイルス感染症の影響による内食需要増加に対応した安定供給体制を維持するとともに、バーチャル展示会をイメージしたマーケティングコミュニティサイトやリモートプレゼンシステムなどのニューノーマルに対応したコンテンツの充実、買い置き需要に向けたジッパー付き大袋商品や作り立てのようなおいしさを実現した常温商品の投入、伸長する量販チャネルに向けた販売体制の見直しなどに取り組みました。また、DBJ Green Building 認証制度において5つ星を取得しております新球場（ES CON FIELD HOKKAIDO（エスコン フィールド HOKKAIDO））建設に関する支出に充当するため、サステナビリティボンドを2021年2月に発行しました。海外においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるための対応策を講じるとともに、国内への安定供給に向けた調達先の確保に努めました。経営体制については、「ニッポンハムグループ・コーポレートガバナンス基本方針」に沿って、その充実に努めました。

以上の結果、当期の売上高は、対前期比4.4%減の1,176,101百万円となりました。事業利益は対前期比19.8%増の52,426百万円、税引前当期利益は第3四半期連結累計期間においてPanus Poultry Group Co.,Ltd.に対する投資及び無形資産に係る減損損失として7,076百万円をその他の費用及び持分法による投資利益に計上したものの、前第2四半期連結会計期間において選択定年制度拡充による特例加算金等8,472百万円をその他の費用に計上していたことなどにより、対前期比80.8%増の48,874百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は対前期比69.8%増の32,616百万円となりました。

(注) 事業利益は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除し、当社グループが定める為替差損益を加味するとともにIFRSへの調整及び非経常項目を除外して算出しております。

売 上 高	事 業 利 益
1,176,101百万円	52,426百万円
税 引 前 当 期 利 益	親会社の所有者に帰属する当期利益
48,874百万円	32,616百万円

オペレーティング・セグメント別の概況は以下のとおりであります。なお、当社は、2020年4月1日付で「関連企業本部」を「乳製品・水産事業部」に名称変更し、加工事業本部に統合しました。

加工事業本部

売 上 高	523,915百万円
事 業 利 益	17,908百万円

ハム・ソーセージ部門においては、大手CVSや外食チャネル向けの売上げが減少しましたが、主力の「シャウエッセン」が好調に推移し、ハム・ソーセージ部門全体の売上げは前年を上回りました。一方、歳暮商戦においては、リニューアルした「本格派」が堅調に推移しましたが、市場全体の落ち込みの影響などにより、売上げは前年を下回りました。

加工食品部門においては、「石窯工房」を含むピザ群や、有名タレントを起用したTVCMで「中華名菜」を含むワンクック群が伸長したことにより、コンシューマ商品の売上げは前年を上回りましたが、ラーメン店向けのエキス加工品や居酒屋チェーンなどの外食チャネル向けを含む業務用商品の売上げが減少したことにより、加工食品部門全体の売上げは前年を下回りました。

乳製品部門においては、ヨーグルト・乳酸菌飲料では、主力の「バニラヨーグルト」が好調に推移し、量販店チャネル向けを中心に売上げが伸長しましたが、業務用チーズの製パンルートやCVSベンダー向けの売上げの落ち込みをカバーできず、乳製品部門全体の売上げは前年を下回りました。

水産部門においては、寿司種や年末向けのカニなどの高価格商品の拡販に努め、量販店チャネル向けの売上げは伸長しましたが、寿司店を含む外食チャネル向けの売上げが苦戦し、水産部門全体の売上げは前年を下回りました。

加工事業本部全体の売上げは、新型コロナウイルス感染症に伴う内食需要の高まりにより、コンシューマ商品は前年を上回りましたが、外食需要の低迷で業務用商品が前年を下回り、加工事業本部全体での売上げは前年を下回りました。

利益につきましては、主力ブランド商品の伸長に伴う売上単価上昇で粗利益率が改善したことに加え、販売費及び一般管理費などのコスト低減により、加工事業本部全体での利益は増益となりました。

以上の結果、当期の加工事業本部の売上高は対前期比1.6%減の523,915百万円、事業利益は対前期比34.7%増の17,908百万円となりました。

食肉事業本部

売 上 高	728,655百万円
事 業 利 益	41,113百万円

食肉事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、各地の量販店において、肉食需要を捉え、3～5月の桜前線と連動したキャンペーンを行い、生活者の皆様とのコミュニケーション及びブランド食肉の浸透に努めた結果、国産鶏肉・国産豚肉の販売は伸長したものの、輸入食肉を中心とした外食・卸売向け需要は回復せず、売上げは前年を下回りました。

利益につきましては、生産部門では、国内において鳥インフルエンザや豚熱などの家畜疾病がまん延する中、防疫体制に細心の注意を払い、供給量の維持に努めるとともに、生産性の改善にも注力しました。また、国内における鶏出荷羽数の増加に加え、国産鶏肉・国産豚肉の相場が堅調に推移しました。販売部門では、中国の買付け量増加、アフリカ豚熱の拡大、新型コロナウイルス感染症による海外調達工場の一時稼働停止、輸入食肉の入船遅れなどの環境変化に対し、当社の強みである幅広いエリアでの調達網・提携先とのネットワークを活かした調達・販売に努めました。また、当社のブランド食肉である国産鶏肉「桜姫」、国産豚肉「麦小町」、北米産豚肉「セントエスプリ」、「カリフォルニアポーク」などの販売に注力し、大袋による食肉販売や家庭用焼肉食材など、変化する需要にあわせた提案も積極的に実施いたしました。これらの結果、利益は前年を上回りました。

以上の結果、当期の食肉事業本部の売上高は対前期比3.6%減の728,655百万円、事業利益は対前期比28.9%増の41,113百万円となりました。

海外事業本部

売 上 高	223,932百万円
事 業 損 失	94百万円

売上高につきましては、アジア・欧州事業では、タイでの販売数量の低迷が続いたことや、ベトナム、トルコでの新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込みが続いたことにより、前年を下回りました。米州事業では、米国での豚肉輸出数量や量販店での加工食品の販売数量が順調に推移したことに加えて、チリやメキシコにおいても豚肉輸出数量が順調に推移したことにより、前年を上回りました。豪州事業では、オーストラリアにおいて牛集荷頭数の減少や中国向けの需要減少が続いたことに加えて、ウルグアイにおいても中国向けの販売数量減少により、前年を下回りました。

利益につきましては、アジア・欧州事業では、タイでの製造数量減少や、トルコでの低調な販売単価と飼料価格高が続いたことなどにより、前年を下回りました。米州事業では、米国での加工食品が順調に数量を維持したことにより、前年を上回りました。豪州事業では、オーストラリアにおける牛集荷価格の高値継続や集荷頭数の減少で集荷環境の低調な状況が続き、中国を中心とした販売価格も低調であったことなどにより、前年を下回りましたが、ウルグアイにおいては牛集荷価格が落ち着き、また中国向けをはじめとする輸出の販売単価が回復傾向にあることにより、前年を上回りました。

以上の結果、当期の海外事業本部の売上高は対前期比12.2%減の223,932百万円、事業損失は94百万円(前期は1,849百万円の事業利益)となりました。

(2) オペレーティング・セグメント別売上高の状況

区分	金額	前期比	構成比率
■ 加工事業本部	523,915百万円	98.4%	44.5%
■ 食肉事業本部	728,655百万円	96.4%	62.0%
■ 海外事業本部	223,932百万円	87.8%	19.0%
消去調整他	△300,401百万円	—	△25.5%
合計	1,176,101百万円	95.6%	100.0%

(ご参考) 品種別売上高の状況

区分	金額	前期比	構成比率
ハム・ソーセージ	132,425百万円	101.1%	11.3%
加工食品	223,585百万円	97.7%	19.0%
食肉	672,880百万円	94.5%	57.2%
水産物	76,853百万円	95.2%	6.5%
乳製品	31,967百万円	95.1%	2.7%
その他	38,391百万円	87.4%	3.3%
合計	1,176,101百万円	95.6%	100.0%

(3) 設備投資の状況

当社グループは、生産飼育から処理・加工・製造・流通・販売までのすべてを自社で一貫して行うインテグレーションシステムを構築しており、その中で設備の充実、合理化及び強化を図るため必要な設備投資を実施しております。

当期の設備投資額は総額約829億円（ソフトウェアを含み、使用権資産約158億円を含む）で、その主なものは次のとおりであります。

加工事業本部では、日本ハムファクトリー株式会社、日本ハム食品株式会社を中心にハム・ソーセージ及び加工食品の生産設備の増設・更新等に約203億円、日本デイリーネット株式会社等の営業・物流設備の充実に21億円、株式会社宝幸等の水産物及び乳製品の生産設備・営業設備の更新等に約36億円など合計約260億円の設備投資を実施しました。

食肉事業本部では、日本ホワイトファーム株式会社、インターファーム株式会社等の生産飼育設備の更新・改修等に約100億円、中日本フード株式会社、関東日本フード株式会社等の物流・営業設備の充実に約44億円、日本フードパッカー株式会社等の処理設備の更新に約15億円など合計約160億円の設備投資を実施しました。

海外事業本部では、Oakey Beef Exports Pty.Ltd.等の生産飼育設備の更新等に約50億円の設備投資を実施しました。

上記のほか、株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメントにおいて、新球場の建設に約190億円の設備投資を実施しました。

(4) 資金調達の状況

当社は、新球場「ES CON FIELD HOKKAIDO（エスコン フィールド HOKKAIDO）」を保有する

当社の連結子会社である株式会社ファイターズ スポーツ＆エンターテインメント（以下、FSE）への出資により減少した手元資金のリファイナンス、及び新球場建設資金の支払に伴うFSEへの投融資資金に充当する予定として、100億円の無担保社債（第14回無担保社債100億円）を、当社初のESG債であるサステナビリティボンドとして発行いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(百万円)

区 分	国際会計基準（IFRS）			
	第73期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第74期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第75期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第76期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売 上 高	1,258,463	1,234,180	1,229,826	1,176,101
税 引 前 当 期 利 益	52,798	30,267	27,039	48,874
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 する 持 分	37,552	19,561	19,214	32,616
基 本 的 1 株 当 た り 利 益	352円26銭	183円21銭	186円70銭	317円97銭
希 薄 化 後 1 株 当 た り 利 益	350円00銭	181円48銭	186円64銭	317円89銭
総 資 産 額	734,528	741,388	768,861	825,405
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 する 持 分	417,982	401,014	404,414	433,595
1 株 当 た り 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分	3,888円48銭	3,896円64銭	3,929円43銭	4,243円70銭

(注) 「基本的1株当たり当期利益」は期中平均発行済株式総数、「希薄化後1株当たり当期利益」は期中平均発行済株式総数に期中平均潜在株式総数を調整した株式総数、「1株当たり親会社所有者帰属持分」は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。第76期の自己株式数には、役員向け業績連動型株式報酬制度の導入により、役員報酬BIP信託が保有する当社株式及び信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入により、日本ハム・グループ従業員持株会専用信託が保有する当社株式を含めております。

(6) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

区分	事業内容
ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ	ハム・ソーセージ（ロースハム、ボンレスハム、ベーコン、プレスハム、ウインナーソーセージ）の製造及び販売
加 工 食 品	加工食品（ハンバーグ、ミートボール、中華惣菜類、ナゲット類）の製造及び販売
食 肉	生産飼育、食肉の処理・加工及び食肉の輸入・販売
水 産 物	水産加工品の製造及び販売
乳 製 品	ヨーグルト、チーズ等の製造及び販売
そ の 他	冷蔵冷凍倉庫業、運送業

(7) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

当 社 本 店	大阪市北区梅田二丁目4番9号	
当 社 支 店	東京都品川区大崎二丁目1番1号	
研 究 所	中央研究所(茨城県)	
当 社 生 産 拠 点	諫早プラント(長崎県)	
そ の 他 国 内 生 産 拠 点	日本ホワイトファーム株式会社(青森県)	インターファーム株式会社(青森県)
	日本ハム食品株式会社(三重県)	日本ハムファクトリー株式会社(静岡県)
	日本ハム惣菜株式会社(新潟県)	日本フードパッカー株式会社(青森県)
	南日本ハム株式会社(宮崎県)	東北日本ハム株式会社(山形県)
	日本ハム北海道ファクトリー株式会社(北海道)	
そ の 他 国 内 生 産 営 業 拠 点	株式会社宝幸(東京都)	マリNFーズ株式会社(東京都)
	日本ピュアフード株式会社(東京都)	日本ルナ株式会社(京都府)
当 社 国 内 営 業 拠 点	東京 大阪	
そ の 他 国 内 営 業 拠 点	日本物流グループ株式会社(神奈川県)	西日本フード株式会社(福岡県)
	東日本フード株式会社(北海道)	関東日本フード株式会社(東京都)
	中日本フード株式会社(大阪府)	日本ハムマーケティング株式会社(東京都)
	ジャパンフード株式会社(東京都)	
海 外 生 産 拠 点	Ege-Tav Ege Tarım Hayvancılık Yatırım Ticaret ve Sanayi Anonim Şirketi(トルコ)	
	Breeders & Packers Uruguay S.A.(ウルグアイ)	
	Whyalla Beef Pty. Ltd.(オーストラリア)	
	Thai Nippon Foods Co., Ltd.(タイ)	
	Thomas Borthwick & Sons(Australia) Pty. Ltd.(オーストラリア)	
海 外 営 業 拠 点	Oakey Beef Exports Pty. Ltd.(オーストラリア)	
	NH Foods Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)	
	Day - Lee Foods, Inc.(アメリカ)	

(8) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数		前期末増減
■ 加 工 事 業 本 部	6,320名	93名増
■ 食 肉 事 業 本 部	5,585名	100名増
■ 海 外 事 業 本 部	4,539名	423名減
全 社 (共 通)	724名	59名増
合 計	17,168名	171名減

- (注) 1.従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2.上記の従業員の数には臨時従業員（期間中平均12,222名）は含んでおりません。
3.上記のうち、当社の従業員数（就業人員数）は1,314名であり、前期末に比べ30名増加しております。

(9) 重要な子会社の状況等 (2021年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NH Foods Australia Pty. Ltd.	10,650万豪ドル	100.0%	食肉等の販売
Breeders & Packers Uruguay S.A.	8,148万米ドル	100.0%	畜産物の処理、加工、販売
Ege-Tav Ege Tarım Hayvancılık Yatırım Ticaret ve Sanayi Anonim Şirketi	12,510万トルコリラ	100.0%	畜産物の育成、処理、販売
株式会社宝幸	3,040百万円	100.0%	水産加工品・缶詰・乳製品の製造、販売
Day-Lee Foods, Inc.	1,732万米ドル	100.0%	食肉等の販売、加工食品の製造、販売
日本ホワイトファーム株式会社	1,560百万円	100.0%	畜産物の育成、処理
インターファーム株式会社	1,301百万円	100.0%	畜産物の育成
マリンフーズ株式会社	1,133百万円	100.0%	水産加工品の製造、販売
日本ハムファクトリー株式会社	1,000百万円	100.0%	ハム・ソーセージの製造
日本ハム食品株式会社	1,000百万円	100.0%	加工食品の製造
日本ハム惣菜株式会社	489百万円	100.0%	加工食品の製造
西日本フード株式会社	480百万円	100.0%	食肉等の販売
日本物流グループ株式会社	480百万円	100.0%	冷蔵冷凍倉庫業、運送業
日本フードパッカー株式会社	470百万円	100.0%	畜産物の処理、加工、販売
関東日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
中日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
東日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
日本ピュアフード株式会社	410百万円	100.0%	畜産物の加工、販売
南日本ハム株式会社	360百万円	100.0%	ハム・ソーセージ、加工食品等の製造
日本ハムマーケティング株式会社	307百万円	100.0%	ハム・ソーセージ、加工食品等の販売
ジャパンフード株式会社	40百万円	100.0%	食肉等の輸入、販売
日本ルナ株式会社	397百万円	97.1%	乳酸菌飲料の製造、販売
株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメント	12,000百万円	67.1%	プロ野球関連興行

(注) 「Breeders & Packers Uruguay S.A.」、「日本物流グループ株式会社」、「日本ピュアフード株式会社」及び「株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメント」に対する当社の議決権比率には、子会社を通じて間接所有分40.0%、55.0%、58.5%及び34.2%がそれぞれ含まれております。

② 企業結合等の状況

連結子会社は設立により2社増加しましたが、清算により2社減少したため、81社（上記の重要な23社を含む。）となっております。また、持分法適用会社は9社となっております。

(10) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	36,349百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	24,247百万円
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	10,082百万円
農 林 中 央 金 庫	6,000百万円

(11) 対処すべき課題

【中長期的な会社の経営戦略】

当社グループは、2021年3月に公表したニッポンハムグループ「Vision2030」を踏まえ、2021年4月に「中期経営計画2023」を策定いたしました。

ニッポンハムグループ「Vision2030」には、これまでの提供価値である「安全・安心」「おいしさ」に加え、常識にとらわれない「自由」な発想で「たんぱく質」の可能性を広げることで、社会環境や人々のライフスタイルの変化に対応する多様な食シーンを創出し、毎日の幸せな食生活を支え続けたいという当社グループの想いを込めております。また、ニッポンハムグループ「Vision2030」の実現に向けて取り組むべき重要な社会課題を、ニッポンハムグループ「5つのマテリアリティ」として特定し、合わせて中長期環境目標を更新いたしました。事業戦略とマテリアリティの実践を通じたサステナビリティ戦略を両輪で進めることで、事業を通じた社会課題の解決に努め、持続的な社会の形成に寄与してまいります。

2030年の目指す姿として、2030年3月期において、ROIC8.0%以上、ROE10.0%以上を目指すとともに、中長期環境目標の達成に取り組んでまいります。

また、「2030年におけるありたい姿」の実現に向け、2024年3月期及び、2027年3月期をマイルストーンと位置付け、6カ年を見据えた施策を検討するとともに、2024年3月期までの取組みとして、「中期経営計画2023」を策定いたしました。既存事業の強化と構造改革を進め、ROIC向上に取り組むとともに、社会課題へ適切に対応しながらリスクの低減と機会の拡大を図る事業モデルへのシフトを進めること及び、これまでの歴史と既存事業の強みを活かした成長領域への伸長を図ることを目指し、合わせて、マテリアリティの取組みを各施策と融合することで、企業価値の向上に努めてまいります。

加えて、経営の基盤として引き続き「品質No.1経営」を推進し、商品の品質だけでなく経営、人材の品質をさらに高め、またコーポレートガバナンスを継続的に強化し、未来につなげるための企業変革を持続的に行ってまいります。

上記取組みを通じ、「中期経営計画2023」最終年度となる2024年3月期において、売上高1兆2,200億円、事業利益610億円、事業利益率5.0%、ROE8.0%、ROIC6.0%を目標といたします。また、2027年3月期においては、売上高1兆3,200億円、事業利益790億円、事業利益率6.0%、ROE9.0%以上、ROIC7.0%以上を目標としてまいります。

ニッポンハムグループ「Vision2030」

たんぱく質を、もっと自由に。

ニッポンハムグループは、もっと自由な発想で、
生きる力となるたんぱく質の可能性を広げていきます。
環境・社会に配慮した安定供給を行い、
人々が食をもっと自由に楽しめる多様な食生活を創出していきます。

ニッポンハムグループ「Vision2030」は、これまでの提供価値である「安全・安心」「おいしさ」に加え、常識にとらわれない「自由」な発想で「たんぱく質」の可能性を広げることで、社会環境や人々のライフスタイルの変化に対応する多様な食シーンを創出し、毎日の幸せな食生活を支え続けたいという当社グループの想いを「2030年におけるありたい姿」として表現しています。

ニッポンハムグループ「5つのマテリアリティ」

たんぱく質の安定調達・供給

世界的な人口増や気候変動などに伴い、たんぱく質の供給難が予測されておりますが、ニッポンハムグループはたんぱく質の安定調達と供給を目指します。これまでの品質に対する安全・安心への取組みに加え、サプライチェーンにおける環境や人権・動物福祉などの社会側面を配慮しつつ、多様なたんぱく質への取組みを推進してまいります。



食の多様化と健康への対応

ライフスタイルなどの変化に伴い、食においても多様な対応が求められています。様々なニーズに合わせた商品の開発とサービスの提供により、楽しく健やかに暮らしに貢献してまいります。



持続可能な地球環境への貢献

気候変動や食品ロス、海洋プラスチックなど地球環境を取り巻く様々な課題がある中、ニッポンハムグループの事業は自然からの恵みをいただくことで成り立っており、バリューチェーンを通じて温室効果ガスや食品ロス、プラスチックなどの課題解決に向けての取組みを推進してまいります。



食やスポーツを通じた地域・社会との共創共栄

ニッポンハムグループは「良き企業市民」として食やスポーツなどを通じた繋がりを深め、共に歩み・発展することで愛され信頼される企業を目指してまいります。



従業員の成長と多様性の尊重

ニッポンハムグループでは「従業員が真の幸せと生き甲斐を求める場」となることを目指しています。ひとりひとりを尊重し、それぞれが持てる力を発揮・活躍できる環境づくりを推進してまいります。



ステークホルダーエンゲージメント



「中期経営計画2023」概要図



【経営方針】

- ① 収益性を伴ったサステナブルな事業モデルへのシフト
ニッポンハムグループの調達力や販売力のさらなる強化、全体最適視点での製造収益構造の確立、マーケティング視点での事業拡大に取り組んでまいります。
- ② 海外事業における成長モデルの構築
有望領域として定める地域における加工品の販売や、対日向けの加工品・食肉の開発・供給体制の強化に取り組んでまいります。
- ③ 新たな商品・サービスによる、新しい価値の提供
各事業本部で取り組む新たな価値提供に加え、D2C（Direct to Consumer）を活用した新規領域やスポーツ事業に積極的に取り組んでまいります。
- ④ ビジョン実現に向けたコーポレート機能の強化
各部署におけるミッション遂行に加え、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、全社戦略の立案と推進機能の強化、人財マネジメントの強化などに取り組んでまいります。

【部門横断推進戦略】

- ① 事業横断戦略
ニッポンハムグループの持続的な発展に向け、事業本部を越えてグループ一体となった総合力を発揮する全社共通戦略を企画・実行してまいります。
- ② 新規事業
将来の環境変化を見据えた新たな成長領域への取組みを加速し、具体的な事業化を目指すとともに、挑戦する風土の醸成にもつなげてまいります。
- ③ 北海道プロジェクト
グループの拠点が多数立地する北海道において、2023年の新球場の開業に向けて本業とのシナジーを創出するとともに、地域の発展に貢献してまいります。
- ④ コーポレートコミュニケーション
コーポレートコミュニケーション機能を強化し、ステークホルダーとの戦略的コミュニケーションの展開によりレピュテーションの向上に取り組んでまいります。

【2021年度の方針】

2021年度の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き国内外ともに予断を許さない状況が続くことが予測されておりますが、「2030年の目指す姿」として掲げたニッポンハムグループ「Vision2030」“たんぱく質を、もっと自由に。”と、「Vision2030」実現に向けて取り組むべき重要な社会課題として特定した5つのマテリアリティの実践を通し、持続可能な社会の形成に寄与できる企業グループを目指してまいります。

また、「Vision2030」実現に向けたマイルストーンとして策定した「中期経営計画2023」においては、4つの経営方針「収益性を伴ったサステナブルな事業モデルへのシフト」「海外事業における成長モデルの構築」「新たな商品・サービスによる、新しい価値の提供」「ビジョン実現に向けたコーポレート機能の強化」を推進することにより、企業価値の向上に努めてまいります。

加工事業本部につきましては、新型コロナウイルス感染症による今後の需給動向が不透明な中、原料、燃料価格の高騰や人件費・物流費の上昇など、厳しい環境が続くことが予想されます。その中で、「中期経営計画2023」においては、「全体最適視点での筋肉質な製造収益構造の確立」「マーケティング視点での事業拡大」「環境対応と収益性の両立」「事業の軌道化」「成長戦略を支える基盤強化」の5つの方針に沿って、事業戦略を実行してまいります。「全体最適視点での筋肉質な製造収益構造の確立」では、全社視点での最適な製造体制の構築や商品ポートフォリオの最適化とライン統廃合による合理化、技術革新による生産の標準化などに、「マーケティング視点での事業拡大」では、顧客視点でのマーケティングプロセスの実践や既存ブランド・育成ブランドの拡大と定着、組織統合によるシナジーの発揮などに、「環境対応と収益性の両立」では、包装資材使用量やCO₂排出量、食品ロスの削減などに、「事業の軌道化」では、課題事業の収益性向上に、「成長戦略を支える基盤強化」では、組織風土改革、人材育成・獲得、内部統制の高度化などに取り組んでまいります。

食肉事業本部につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、国内における家畜の疾病、異常気象による生体価格や飼料価格の変動、自由貿易協定の拡大や新興国の需要増加など、国内外における食肉の需給バランスが目まぐるしく変化していくと予想されます。その中で、「中期経営計画2023」においては、「調達力の強化」「販売力の強化」「基盤強化」を基本方針とし、「調達力の強化」では、国内食肉は、自社農場の生産性向上を図るとともに、社外との連携強化や提携などにより安定調達を目指してまいります。輸入食肉は、高品質・安定調達のための既存調達先との連携を強化するとともに、調達リスクを分散するため、新規調達国の開拓を進めてまいります。「販売力の強化」では、重点チャネル攻略によるシェア・収益の拡大、ブランド食肉や付加価値商品の開発による競争力・粗利益率の向上に、「基盤強化」では、人材育成と機能配置の最適化による個の強化と、食肉マーケティング推進室を中心として社内の他部門との連携を図る組織強化により、国内販売シェアを高めてまいります。

海外事業本部につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑え、国内への安定供給に向けた調達先の確保に努めるとともに、「中期経営計画2023」においては、「既存事業の構造改革」「対日向けの加工品・食肉の開発と供給体制の強化」「国外での加工品販売の強化」「成長戦略を支える基盤強化」を基本方針として、構造改革による安定的収益基盤の強化を進めつつ、対日向け・現地内販それぞれの販売拡大を図るとともに、人財育成とガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

また、当社グループの持続的な発展に向け、機能戦略の最重要課題として、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進に取り組むとともに、部門を横断する4つの経営課題（事業横断戦略、新規事業、北海道プロジェクト、コーポレートコミュニケーション）についても、全社視点で取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の状況及び想定されるリスクにつきましては、以下のとおりです。

（事業活動の状況）

当社グループは、食肉及び食肉関連加工品を中心とした食品を取り扱っており、社会生活を維持するための安定的な商品供給の責務を果たすべく、お客様及びグループ従業員の感染防止対策並びに安全配慮に細心の注意を払いながら事業活動を行っています。なお、当社グループは2020年2月に危機対策本部を立ち上げ、グループ従業員の安全確保や事業継続に向けた対策を講じるなどの活動を行っています。

（想定されるリスク）

当社グループは、本邦を含む世界各国・地域において事業活動を行っております。これらの事業活動地域において、新型コロナウイルス感染症拡大による社会的混乱の拡大、長期化により、仕入先からの原料の調達が困難になることや生産・物流拠点の操業停止など、当社グループのサプライチェーンに影響を及ぼす可能性があります。また、日本国内の緊急事態宣言の長期化による売上高の減少や取引先の信用不安などにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

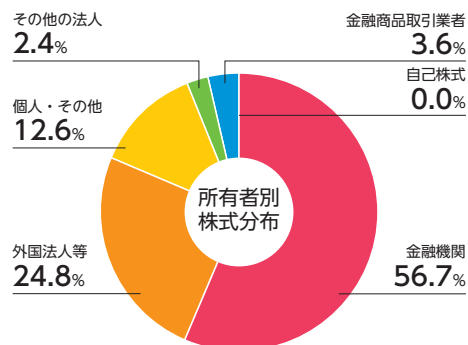
285,000,000株

(2) 発行済株式の総数（自己株式35,627株を含む）

102,958,904株

(3) 株主数

26,202名



所有者区分	持株数	株主数
金融機関	58,340千株	85名
外国法人等	25,561千株	560名
個人・その他	12,926千株	25,148名
その他の法人	2,439千株	375名
金融商品取引業者	3,655千株	33名
自己株式	35千株	1名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,663千株	15.22%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,224千株	7.02%
株式会社百十四銀行	3,768千株	3.66%
明治安田生命保険相互会社	3,677千株	3.57%
農林中央金庫	2,963千株	2.88%
日本生命保険相互会社	2,785千株	2.71%
株式会社三菱UFJ銀行	2,747千株	2.67%
株式会社三井住友銀行	2,325千株	2.26%
JPMorgan証券株式会社	1,626千株	1.58%
共栄火災海上保険株式会社	1,613千株	1.57%

(注) 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

13頁から23頁に記載のとおりです。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	210百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	346百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、NH Foods Australia Pty. Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「内部監査に関する指導・助言業務」等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項】

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、企業理念、経営理念のもと、企業理念の実現に向けた行動指針の実践的運用と徹底のため、ニッポンハムグループグローバル行動基準を定める。日本ハムグループの役員及び使用人はこれを遵守する。
 - (b) 日本ハムグループの役員は、法令、定款、ニッポンハムグループグローバル行動基準を含む社内規程等の遵守を率先して垂範するとともに、使用人に対し周知徹底する。
 - (c) 日本ハムグループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策を総合的に検討するためにコンプライアンス委員会を設置する。当社コンプライアンス部は、定期的及び必要に応じてニッポンハムグループグローバル行動基準の見直しを行い、日本ハムグループの役員及び使用人に周知徹底するものとする。
 - (d) 代表取締役社長が指名した役員を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスの浸透状況や具体的な問題点及び課題等を取締役会に報告する。
 - (e) 日本ハムグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、コンプライアンスの社内相談窓口及び社外相談窓口を設置・運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役は、その職務に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書取扱に関する定めに基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保管しかつ管理する。
 - イ. 株主総会議事録と関連資料
 - ロ. 取締役会議事録と関連資料
 - ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
 - ニ. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 - (b) 代表取締役社長は、上記(a)における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となる。代表取締役社長は、会社法所要の議事録の作成に係る職務を行う。
 - (c) 上記(a)に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理に関する定めを制定し、日本ハムグループ全体のリスク管理に関する方針や施策を総合的に検討するためにリスクマネジメント委員会を設置するほか、日本ハムグループのリスクを統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する部署をコンプライアンス部とする。
 - (b) コンプライアンス部は、関係部署と連携し、リスク管理に関する定めに基づき想定されるリスクに応じた平時の予防体制及び有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - (c) コンプライアンス部は、日本ハムグループにとって重要なリスクを選定し、グループ全体視点で合理的かつ最適な方法で管理することを目的としてリスクマネジメント委員会を定期的を開催し、リスク情報の共有、対応確認を行う。
 - (d) 監査部は、コンプライアンス部及び事業部門関係部署と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を監査する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会の意思決定の透明性と妥当性を高めるため、原則として取締役のうち複数名は社外取締役とする。
 - (b) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
 - (c) 代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規則に定める機関又は手続きにより必要な決定を行う。職務権限規則については、法令の改廃・業務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、経営理念、行動指針、ニッポンハムグループグローバル行動基準の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に、日本ハムグループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
 - (b) 日本ハムグループの使用人は、日本ハムグループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合、ニッポンハムグループグローバル行動基準を含む社内規程等に従って日本ハム株式会社コンプライアンス部に報告するものとする。コンプライアンス担当役員は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、当該部署は調査で判明した事実関係を確認し、専門性の観点から関係部署と連携して是正措置及び再発防止策を策定し、実施する。
 - (c) 重要な情報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に日本ハムグループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。
 - (d) 代表取締役社長は、監査部を直轄する。監査部は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況を監査する。その他、品質に関する監査は品質保証部が、また環境に関する監査はサステナビリティ部がそれぞれ行う。
- ⑥ 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) ニッポンハムグループグローバル行動基準を日本ハムグループの役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動基準とする。
 - (b) 上記 (a) の徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に日本ハムグループの役員及び使用人に対する教育等を行う。
 - (c) 日本ハムグループの代表取締役及び業務執行取締役・執行役員は、各部門の業務執行の適正を確保するため、主要業務管理規程を整備するなど、内部統制の確立に努める。
 - (d) 監査部は、子会社を定期的な監査の対象とし、日本ハムグループ各社の業務を所管する事業部と連携して監査する。当該監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とする。
 - (e) グループ監査役室は、子会社取締役から独立した子会社監査役による監査の実施及び関係部署との連携を強化することにより、日本ハムグループの監査機能及び内部統制の強化を図り、子会社全体のあるべき監査体制の確立及び実現に向けて必要となる組織作りと人財の育成を行う。
 - (f) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重する。但し、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、職務権限規則に基づき、当社へ事前承認、事前調整及び報告が行われる体制を構築する。
 - (g) 当社と子会社との取引（子会社間の取引を含む）については、市場原理に基づき、第三者との取引

と比較して著しく有利又は不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制とする。

- (h) 子会社が企業集団として実施するリスク管理について、当社はその状況を把握し、改善の指導を行う体制とする。
 - (i) コンプライアンス窓口を設け、日本ハムグループ内の全使用人が社内相談窓口及び社外相談窓口に直接通報できる制度を設けるとともに、日本ハムグループ内部通報規程を制定し、日本ハムグループの役員及び使用人に周知徹底を図る。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他の不利な取扱いを行わない。
 - (j) 日本ハムグループ内部通報規程に基づき、日本ハムグループの役員による法令違反や不正行為等についての通報を促すために、役員を通報対象とする相談窓口を設置する。
 - (k) 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生又は発覚した場合、日本ハム株式会社コンプライアンス部に報告する体制とする。
 - (l) 日本ハムグループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。ニッポンハムグループグローバル行動基準に反社会的勢力に対する対応を定めて日本ハムグループで徹底するとともに、当社総務部において不当要求の情報収集や管理を行い、反社会的勢力に対するリスクの軽減を図る。
 - (m) 日本ハムグループは、財務報告の信頼性を確保するよう体制を構築し、関係する諸規程を整備するとともに、担当部門及び監査部門がその運用状況について定期的に評価を行って問題点を発見し、改善する仕組みを構築する。また、会計基準や関連法規を遵守するための教育や啓蒙を行い、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
 - (n) 外国の子会社については、合理的な範囲で、本方針に従った適切な内部統制を整備・運用させる。各国の法制等が許容する範囲で当社が設定した個別の内部統制の手続・制度及び会計処理・報告方法を適用させる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置く。
 - (b) 監査役スタッフの人数等は監査役会との間で協議のうえ決定する。
 - (c) 監査役スタッフは監査役会専任とし、専ら監査役の指示に従ってその監査職務の補助を行う。
 - (d) 監査役スタッフの任命、人事異動、人事評価、懲戒処分に際しては、予め監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- ⑧ 当該株式会社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席し、また監査役会の代表者は経営戦略会議及び執行役員会議に出席する。
 - (b) 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告する。
 - イ. 経営戦略会議で決議された事項
 - ロ. 日本ハムグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反

- へ. ニッポンハムグループグローバル行動基準に反する事項
- ト. コンプライアンス窓口の通報状況及び内容
- (c) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (d) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを受けないことを確保する。
- (e) 役員の法令違反や不正行為等についての通報に関する事実関係の調査は、監査役会が行う。監査役会は、必要に応じて関連する部署のメンバーを加えた調査チームの設置と事実関係の調査を依頼することができる。
- (f) 日本ハムグループの役員及び使用人は、当該調査に対して協力を求められた場合には、監査役会又は調査チームに協力しなければならない。
- (g) 監査役会は、調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、取締役会等に報告しなければならない。調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、会社は速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 原則として、監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- (b) 監査役会による代表取締役及び業務執行取締役・執行役員並びに重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- (c) 監査役は、監査部の職員に監査業務に必要な事項を担当させることができる。監査部は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- (d) 監査役会は、監査の実施にあたり必要に応じて、会社の費用で法律及び会計の専門家を活用することができる。

(注) 2021年3月12日の取締役会において、「グループ監査役室」の本年4月1日新設に伴い、内部統制システム構築の基本方針を改定（該当箇所：⑥「当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」(e)）しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- ① 内部統制システム全般
- (a) 当社及びグループ会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効率的に達成するため、監査部が年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。当事業年度は当社12部門、グループ会社21社に対して監査を実施しております。
- (b) 財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制管理規程に基づき、内部統制・JSOX評価委員会が当社グループの内部統制が適正に機能していることを確認し、代表取締役に報告しております。
- ② コンプライアンス体制
- (a) グループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策を総合的に検討する「コンプライアンス委員会」、グループ各社・各部門で取組みを進める「コンプライアンス推進委員会」、各コンプライアンス推進委員会の代表が具体策を検討する「コンプライアンス・リーダー会議」を設置し、かつそれぞれの会議体が相互に連携を図っております。

- (b) コンプライアンスの浸透を図るため、階層別コンプライアンス研修・コンプライアンス大会・事業所勉強会を開催しております。当事業年度は、「みんなが互いのパートナー つくろう つなごう 誇れる職場」を活動テーマに掲げ、各社でハラスメント撲滅等の取組みを実施いたしました。
- (c) 日本ハムグループ内部通報規程に則った運用を進めることで、コンプライアンス経営の徹底を図っております。特に、当社グループの全使用人が、組織、部署、立場等に制約されることなく自由に相談・通報できるよう、社内及び社外に窓口を複数設置し、不正行為等の防止と早期発見に努めております。
- ③ リスク管理体制
- (a) 当社グループにおけるリスクマネジメントに関する課題及び対応策を協議し、グループ経営に寄与することを目的に設置されたリスクマネジメント委員会において、当社グループ全体の横断的なリスク管理とグループ各社の個別リスク管理について協議・検討を行っております。当事業年度は4回開催し、グループ全体で取り組む共通重点リスクとグループ各社で取り組む個別重点リスクの分析・評価を行いました。
- (b) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、危機対策本部を設置して対応に当たっております。
- ④ グループ会社の経営管理
- (a) 当社グループ各社の経営管理については、グループ各社の業務執行について重要度に応じて、当社の取締役会又は経営戦略会議をはじめとする経営会議、取締役又は執行役員の決裁、審査を受ける体制を構築しております。
- (b) 取締役会において、四半期毎に事業別業務執行状況の報告を受けております。
- (c) 当社グループ会社の役員として期待される役割・責務を適切に果たすうえで必要な知識の習得及び情報・意見交換の場として、勉強会（6月：新任役員対象、1月：全役員対象）及び連絡会（7月・11月：監査役対象）を実施し、当社グループ会社役員のレベル向上及び業務監査支援体制の整備を進めております。
- ⑤ 効率的な職務執行の体制
- 当社は、取締役会規則に基づき取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を18回開催したほか、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関である経営戦略会議を24回開催いたしました。
- ⑥ 監査役職務執行
- (a) 監査役は、取締役会のほか内部統制・JSOX評価委員会、リスクマネジメント委員会、ガバナンス会議、経営戦略会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- (b) 監査役は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は重要な使用人に対し事業の報告を求めるとともに、当社及び当社子会社の業務及び財産の状況を調査しております。
- (c) 監査役は、監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。当事業年度は、監査部と10回、会計監査人と12回、それぞれ定期的に情報・意見を交換する場を設けました。
- (d) 監査役会に監査役スタッフを3名配置し、監査役の職務が円滑に遂行できる体制にしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠すべきであると考えております。但し、当社は株主共同の利益確保と企業価値の毀損防止の観点から、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための情報と時間の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じるものいたします。

(3) 剰余金の配当等に関する事項

① 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として認識しています。

当社の剰余金の配当等の決定に関する方針につきましては、安定配当を基本とし、中長期的な企業価値向上を目的とした最適資本・負債構成の実現に向けた資本政策の一環として位置付けています。

この基本方針の下、剰余金の配当については、DOE（親会社所有者帰属持分配当率）2.3%程度を目安に、安定的かつ継続的な配当成長を目指してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、成長への投資や財務体質を勘案しつつ、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として機動的に実施してまいります。内部留保資金につきましては、将来にわたっての競争力を維持強化するための投資の源泉の一つとして、有効に活用してまいります。

② 剰余金の配当の状況

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき、連結財務状況や通期の連結業績等を総合的に勘案したうえで、1株当たり94円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を、比率その他の数字は表示の数値未満を四捨五入して表示しております。
ただし、株式数については表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負債及び資本の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	83,831	有利子負債	59,322
営業債権及びその他の債権	127,067	営業債務及びその他の債務	98,983
棚卸資産	107,906	未払法人所得税	9,748
生物資産	23,581	その他の金融負債	25,290
その他の金融資産	15,082	その他の流動負債	35,822
その他の流動資産	8,561	流動負債合計	229,165
流動資産合計	366,028	非流動負債	
非流動資産		有利子負債	134,428
有形固定資産	325,629	退職給付に係る負債	14,543
使用権資産	38,362	その他の金融負債	683
生物資産	1,314	繰延税金負債	581
無形資産及びのれん	10,608	その他の非流動負債	1,696
持分法で会計処理されている投資	9,011	非流動負債合計	151,931
その他の金融資産	35,796	負債合計	381,096
繰延税金資産	26,056	資 本	
その他の非流動資産	12,601	資 本	36,294
非流動資産合計	459,377	資本剰余金	71,240
		利益剰余金	320,577
		自己株式	△3,532
		その他の包括利益累計額	9,016
		親会社の所有者に帰属する持分	433,595
		非支配持分	10,714
		資本合計	444,309
資 産 合 計	825,405	負債及び資本合計	825,405

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

							(単位 百万円)
科 目							金 額
売			上			高	1,176,101
売			上		原	価	964,367
販	売	費	及	び	一	般 管 理 費	161,215
そ	の		他		の	収 益	8,497
そ	の		他		の	費 用	11,956
金			融			収 益	1,942
金			融			費 用	1,534
持	分	法	に	よ	る	投 資 利 益	1,406
税	引		前		当 期	利 益	48,874
法	人		所		得 税	費 用	17,816
当			期			利 益	31,058
当	期		利 益		の	帰 属	
親	会		社		の	所 有 者	32,616
非		支		配		持 分	△1,558
当			期			利 益	31,058

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	301,087	流 動 負 債	196,731
現 金 及 び 預 金	48,594	支 払 手 形	498
受 取 手 形	40	買 掛 金	100,412
売 掛 金	86,858	短 期 借 入 金	11,169
商 品 及 び 製 品	28,695	1年内返済予定の長期借入金	636
仕 掛 品	117	リ ー ス 債 務 金	26
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,941	未 払 金	3,534
関係会社短期貸付金	108,036	未 払 費 用	9,694
未 収 入 金	18,097	未 払 法 人 税 等 金	7,412
そ の 他 金	1,711	預 り 金	420
貸 倒 引 当 金	△2	関 係 会 社 預 り 金	62,874
固 定 資 産	210,413	そ の 他	56
有 形 固 定 資 産	30,818	固 定 負 債	106,900
建 物	8,042	社 債	65,000
構 築 物	1,175	長 期 借 入 金	40,580
機 械 及 び 装 置	4,154	リ ー ス 債 務 金	31
車 輜 運 搬 具	19	長 期 未 払 金	3
工 具 器 具 及 び 備 品	860	退 職 給 付 引 当 金	516
土 地	16,347	そ の 他	770
リ ー ス 資 産	57	負 債 合 計	303,631
建 設 仮 勘 定	164	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	6,634	株 主 資 本	200,724
ソ フ ト ウ エ ア	1,626	資 本 金	36,294
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	4,871	資 本 剰 余 金	55,212
そ の 他	137	資 本 準 備 金	55,212
投資その他の資産	172,961	利 益 剰 余 金	112,750
投 資 有 価 証 券	22,679	利 益 準 備 金	6,041
関 係 会 社 株 式	46,758	そ の 他 利 益 剰 余 金	106,709
長 期 貸 付 金	98,578	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	726
長 期 前 払 費 用	76	オ ー プ ン イ ノ バ ー シ ョ ン 促 進 積 立 金	25
前 払 年 金 費 用	6,319	別 途 積 立 金	95,000
繰 延 税 金 資 産	193	繰 越 利 益 剰 余 金	10,958
そ の 他 金	3,401	自 己 株 式	△3,532
貸 倒 引 当 金	△5,043	評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,110
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,110
		新 株 予 約 権	35
資 産 合 計	511,500	純 資 産 合 計	207,869
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	511,500

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		772,313
売上原価		702,685
売上総利益		69,628
販売費及び一般管理費		62,987
営業利益		6,641
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,798	
貸倒引当金戻入額	67	
その他の	1,050	17,915
営業外費用		
支払利息	594	
債務保証損失引当金繰入額	274	
その他の	828	1,696
経常利益		22,860
特別利益		
固定資産売却益	445	
投資有価証券売却益	91	536
特別損失		
固定資産売却損	20	
固定資産廃棄損	255	
減損損失	958	
関係会社株式評価損	12,685	
投資有価証券評価損	287	
投資有価証券売却損	7	14,212
税引前当期純利益		9,184
法人税、住民税及び事業税	2,418	
法人税等調整額	△ 167	2,251
当期純利益		6,933

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

日本ハム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新免和久®
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関口浩一®
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本俊輔®

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ハム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

日本ハム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新免和久®
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関口浩一®
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本俊輔®

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ハム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。なお、上記については、適宜インターネット等を経由した手段を活用しながら実施しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」の内容については指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月7日

日本ハム株式会社 監査役会

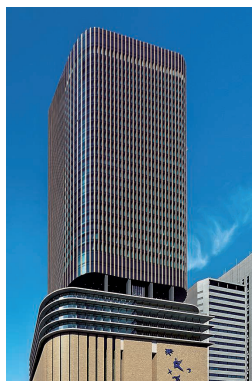
常勤監査役	田	澤	信	之	㊞
常勤監査役	西	原	耕	一	㊞
監査役	芝		昭	彦	㊞
監査役	北	口	正	幸	㊞
監査役	山	崎	徳	司	㊞

(注) 監査役 芝 昭彦、監査役 北口正幸及び監査役 山崎徳司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第76回 定時株主総会 会場のご案内

会場 フェスティバルホール 大阪市北区中之島二丁目3番18号



※「中之島フェスティバル
タワー・ウエスト」で
はございません。お間違
いのないようお願い
申し上げます。

※本総会専用の駐車場の
用意はございませんの
で、ご了承ください。

株主総会に関するお問合せ先

日本ハム株式会社 総務部

☎ 06-7525-3025

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)



交通のご案内

二次元コードを読み取ると会場までの詳しいアクセス方法がご覧いただけます。

1

地下鉄四つ橋線「肥後橋駅」

4番出口 直結(地下道)

会場まで徒歩約4分



2

京阪電車中之島線「渡辺橋駅」

12番出口 直結(地下道)

会場まで徒歩約3分



- 朝の混雑時間に該当しますので、時間に余裕をもってお越しください。
- フェスティバルホールへは地下1階(地下道)からエスカレーターを利用し、ご来場いただけます。

本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。